

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

第4333号

目次

告 示

- 会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正 1
- 富山新港地区緩衝緑地の管理の事業に係る費用負担計画 2
- 県基幹統計調査の指定及び実施 3
- 歳入の収納の事務の委託 5
- 土地区画整理組合の解散認可
- 都市計画事業の事業計画の変更認可
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 7
- 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等

教育委員会告示

- 博物館の変更登録 18

公 告

- 伏木富山港港湾計画の変更の概要
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 19

告 示

富山県告示第174号

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第185号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

別表第2工業技術センターの出納員の項中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改める。

(出納課)

富山県告示第175号

富山新港地区緩衝緑地の管理の事業に係る費用負担計画について

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の管理の事業に係る費用負担計画を次のように定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公害防止事業の種類

法第2条第2項第1号に規定する緑地の管理の事業

2 費用を負担させる事業者を定める基準

次の各号のいずれにも該当する工場又は事業場を営む事業者

(1) 工場又は事業場の所在する区域

別図に区画した区域

（「別図」は省略し、その図面を富山県生活環境文化部環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 工場又は事業場の業種

総務省統計局の平成26年経済センサス基礎調査に用いた産業分類項目のうち、次の産業分類のいずれかに該当する工場又は事業場

ア 製造業

イ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業

(3) 工場又は事業場の規模等

(1)の区域内において、次のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（電気業を除く。以下「中小企業者」という。）以外の者が営む工場又は事業場であつて、敷地面積が100,000平方メートル以上又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設の排出ガスの合計（以下「排出ガスの合計」という。）が、温度が摂氏零度であつて圧力が1気圧の状態に換算して毎時10,000立方メートル以上の工場又は事業場

イ 中小企業者が営む工場又は事業場であって、敷地面積が100,000平方メートル以上かつ排出ガス量の合計が、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算して毎時10,000立方メートル以上の工場又は事業場

3 公害防止事業費（管理費）の額

各年度における公害防止事業費（管理費）は、次のとおりとする。

2018年度 40,000千円以内

2019年度 40,000千円以内

2020年度 40,000千円以内

2021年度 40,000千円以内

2022年度 40,000千円以内

4 負担総額及びその算定基礎

(1) 負担総額

各年度における負担総額は、次のとおりとする。

2018年度 10,000千円以内

2019年度 10,000千円以内

2020年度 10,000千円以内

2021年度 10,000千円以内

2022年度 10,000千円以内

(2) 負担総額の算定基礎

前項の額の4分の1

5 その他

管理に要する費用が物価の変動等により増減を生じた場合は、その増減後の管理に要する費用を公害防止事業費（管理費）の額とするとともに、この公害防止事業費（管理費）の額に前項の負担割合を乗じて算定した額をもって負担総額とする。

県基幹統計調査を次のとおり指定し、平成30年4月1日から実施するので、富山県統計調査条例（平成21年富山県条例第7号）第3条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査の名称

富山県鋳工業指数作成調査

2 調査の目的

県内の鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料とする。

3 調査対象の範囲

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業又は大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業に属する事業所及び当該事業所から次項に掲げる事項を集計している団体若しくは行政機関のうち知事が指定するもの（第6項において「事業所等」という。）

4 報告を求める事項

- (1) 生産数量
- (2) 出荷数量
- (3) 在庫数量

5 基準となる期日

毎月末日

6 報告を求める者

事業所等の管理責任者

7 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

8 報告を求める期間

調査月の翌月25日

富山県告示第177号

歳入の収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

委託した収納事務	受託者		委託期間
	名称	所在地	
パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の作動手数料収納事務	公益財団法人 富山県交通安全協会	富山市高島62番地 1	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

富山県告示第178号

土地区画整理組合の解散認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、砺波市中神土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定によりその旨を公告する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第179号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
小矢部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小矢部都市計画下水道事業
小矢部公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和58年2月12日から
平成35年3月31日まで

富山県告示第180号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
砺波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
砺波都市計画下水道事業
砺波公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和59年8月7日から

平成35年3月31日まで

富山県告示第181号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	平成30年3月7日	1610200667	クーネス株式会社	高岡市東上関 314番地	高岡就労支援センター	高岡市中川町1番14号

富山県告示第182号

物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について

県が平成30年度において物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務（建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。）の提供を受ける契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者

に必要な資格の基準となるべき事項、資格審査の申請の方法、資格の有効期間及び当該期間の更新手続等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により次のように定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者

第2 競争入札に参加させないことができる者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しないもの
- (3) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（令第167条の2第1項第4号に規定する認定を受けた者その他知事が特に認める者（第5において「認定者等」という。）を除く。）
- (4) その他、競争入札の公正な実施又は契約内容の履行確保の観点から不適切

と認められる者

第3 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、A、B又はCの等級に格付けした者とする。ただし、物品の売払いの契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格については、この限りではない。

1 経営規模

(1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあつては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあつては株主資本及び評価・換算差額等の合計額を、個人にあつては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）

(2) 直前決算における機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額

(3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

2 売上金額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の売上金額により算出した年間平均の売上金額

3 経営比率

直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に100を乗じたもの）

4 事業年数

事業を開始した日から競争入札参加資格の審査の申請をした日の翌月1日までの年数

5 国際標準規格ISO 14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ。）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格ISO 14001又はエコアクション21の認証取得

の有無

第 4 資格審査の申請方法

- 1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、様式第 1 号による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。
- 2 申請書及び第 5（4）の財務諸表は、日本語で作成するものとする。
なお、第 5 の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。
- 3 第 5 の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算し、記載するものとする。
- 4 申請書用紙の交付及び申請書並びに添付書類を提出する場所は、次のとおりとする。なお、申請については、インターネットを利用する方法によることができる。

郵便番号 930-8501

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県出納局総務会計課

電話番号 076-444-3423、内線 4318

第 5 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、認定者等が申請をする場合には、知事が別に定める書類をもって次の書類に代えることができる。

- (1) 誓約書（様式第 1 号の 2）
- (2) 事業概要書（様式第 2 号）
- (3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が発行する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（ただし、市区町村長が発行する身分証明書で登記されていないことが記載されていればこれを省略できる。）で申請の日前 6 月以内に交付されたもの
- (4) 財務諸表（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録。個人の場合は、所得税青色申告決算書やこれ以外の確定申告書。）

(5) 納税証明書

- ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係るもので、申請の日前6月以内に交付された未納がないことを証明するもの
- イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係るもので、申請の日前6月以内に交付された未納がないことを証明するもの

(6) 使用印鑑届（様式第3号）

(7) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを受けていることを証する書類

(8) 代理人を定めた場合にあっては、委任状

(9) ISO 14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあっては、ISO 14001又はエコアクション21認証取得登録証の写し

(10) 債主名登録（変更）書兼口座振替届

(11) 82円分の返信用郵便切手

第6 資格審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

第7 資格の有効期間及び更新手続

- 1 競争入札参加資格の有効期間は、第3の規定による格付けをされた日から当該格付けの日の属する年の10月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。
- 2 競争入札参加資格の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の2月前までに申請書を提出するものとする。

第8 申請書記載事項の変更

第3の規定による格付けをされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに、その内容を書面により知事に届出るものとする。

第9 特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類

県が平成30年度において富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第1条に規定する特定調達契約の締結

により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類は、次のとおりである。

- (1) 物品等 情報システム機器、理化学機械、電気・通信機械、車両類等
- (2) 特定役務 電気通信サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス等

第10 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条の規定の例による。

第11 その他

競争入札参加資格者名簿及び申請者から提出された申請書又は添付書類の内容は、その全部又は一部を公表することがある。

様式第1号（第4関係）

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者名

担当者電話番号

FAX番号

富山県が締結する物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務（建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。）の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第 号）第1（競争入札に参加することができない者）各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項のすべては事実と相違ないことを誓約します。

納入等を希望する主な物品又は役務の種類

品目番号

事業品目

第1希望

第2希望

第3希望

添付書類

- 1 誓約書（様式第1号の2）
- 2 事業概要書（様式第2号）
- 3 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（個人の場合）
- 4 財務諸表（2年分）
- 5 納税証明書（主たる事務所又は事業所が所在する税務署及び富山県により賦課された税に係るもの）
- 6 使用印鑑届（様式第3号）
- 7 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類（該当する場合）
- 8 代理人に対する委任状（該当する場合）
- 9 ISO 14001又はエコアクション21の認証取得登録証の写し（該当する場合）
- 10 事業を開始して1年を経過していない者で知事が特に認める者にあつては、別に定める書類（該当する場合）
- 11 債主名登録（変更）書兼口座振替届
- 12 82円分の返信用郵便切手

様式第1号の2（第4関係）

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する物品等の調達契約に係る競争入札参加資格申請を行うに当たり、以下に掲げる項目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 取締役等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

年 月 日

富山県知事 殿

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職・氏名

印

様式第 2 号 (第 5 関係)

事 業 概 要 書

帳票コード	1	S O 1	3	変更区分	※	4	※	登録番号	5	0	6	7	7	12			
主たる事業品目番号	15	16	主たる事業品目番号以外の事業品目番号		17	18	19	20									
主たる事業品目番号が 48 (その他) のときの事業内容 (20 字以内で 3 つまで)														21	60		
フリガナ	15														13		
法人名又は個人名	45														08		
法人種別	93	94	法人種別名														
代表者名	15														62		
住 所	市区町村コード	63			都道府県			市 郡			区 町 村			13			
	郵便番号	68			-							75	09				
町名字名丁目番地	15														54		
ビル名等	55														104		
電話番号	105	市外局番			局番			番号						116			
フリガナ	15														13		
法人名又は個人名	45														08		
法人種別	93	94	法人種別名														
代表者名	15														62		
住 所	市区町村コード	63			都道府県			市 郡			区 町 村			13			
	郵便番号	68			-							75	09				
町名字名丁目番地	15														54		
ビル名等	55														104		
電話番号	105	市外局番			局番			番号						116			
FAX番号 (注)	15	市外局番			局番			番号			26	27	※ 4	33	34	※	40
国際標準規格 ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得の有無														41			
事業種目	(具体的・詳細に)																
主要仕入先				主要販売先						取引金融機関							

自 己 営 業 本 額	法 人 用				個 人 用			
	区分	A	B	C	A-B+C	区分	金額	
	15	直前決算時 千円	25	利益金 (損失金) 処分時の取崩額 千円	35	利益金 (損失金) 処分時の積立額 千円	45	計 千円
	資本金					元入金	61 千円	
	62	準備金	72	82	92	事業主借	102 108	
規 模	15	積立金	25	35	45	事業主貸	55 61	
	次期繰越利益				62	72	82	88
	15	計	25	35	45	計	55 61	
機 械 設 備 の 額	機 械 器 具 類		運 搬 具 類		工 具 其 他 の 備 品		計	
	62	千円	74	千円	86	千円	98 109 千円	
従 業 員 数	技術関係従業員		販売関係従業員		事務関係従業員		計	
	15	人	21	人	27	人	33 38 人	
売 上 金 額	直前2年の決算	年 月 日から 日まで	D	直前1年の決算	年 月 日から 日まで	F	年間平均の売上金額	
	39	千円		51	千円			
	63	千円		75	千円		87 99 千円	
経 営 比 率	流 動 資 産 の 額 H			流 動 負 債 の 額 I		流 動 比 率 H/I×100		
	15	千円			27	千円		
事 業 年 数	創 業		転 廃 業 (休 業)		現 組 織 へ 変 更		事 業 年 数	
	421 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年 月		47 3 昭和 4 平成	年 月 月 月 まで		57 3 昭和 62 64 年 年	

(注) FAX番号は、従たる事務所等に委任する場合には、従たる事務所のFAX番号のみを記載して下さい。

(注) 決算期間が6箇月の場合は上欄及び下欄に、1年の場合は上欄に記載して下さい。

様式第 3 号 (第 5 関係)

使用印鑑届

印影

(会社印及び代表者・支店長印等)

富山県に対する入札及び契約等に使用する印鑑を届けます。

年 月 日

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

富山県知事

殿

富山県教育委員会告示第1号

博物館の変更登録について

平成8年11月22日付け歴第29号で登録し、平成10年3月31日に名称変更した小矢部ふるさと博物館の博物館登録原簿の登録事項を、博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により次のとおり変更した。

平成30年3月30日

富山県教育委員会

教育長 洪 谷 克 人

記号番号	変更登録年月日	変更前後の別	設置者の名称	名 称	所 在 地
歴第29号	平成30年 3月15日	変更前	小矢部市	小矢部ふるさと博物館	富山県小矢部市水落104番地
		変更後	小矢部市	小矢部市大谷博物館	富山県小矢部市水落35番地

(教・生涯学習・文化財室)

~~~~~

**公 告**

~~~~~

伏木富山港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、伏木富山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成30年3月30日

伏木富山港港湾管理者 富 山 県
代表者 富山県知事 石 井 隆 一

1 港湾計画の変更の概要

平成11年8月31日付け富山県報によりその概要を公告した伏木富山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
伏木	53	港湾関連用地
	59	工業用地

2 港湾計画の縦覧の場所

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部港湾課

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成30年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人りばていOne

3 代表者の氏名

坂本 美奈子

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市小林517番地1 イミズハイツ101号室

5 定款に記載された目的

この法人は、心理学を学ぶ人、心理的援助を必要とする人に対して、心理学の知識、情報の提供、心理的自立支援に関する事業を行い、心の健康づくりを通して地域保持増進に寄与することを目的とする。

